

<p style="text-align: center;">关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围的通知 财税〔2018〕102号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、发展改革委、商务主管部门，国家税务总局各省、自治区、直辖市、计划单列市税务局，新疆生产建设兵团财政局、发展改革委、商务局：</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，进一步鼓励境外投资者在华投资，现就境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题通知如下：</p> <p>一、对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润，用于境内直接投资暂不征收预提所得税政策的适用范围，由外商投资鼓励类项目扩大至所有非禁止外商投资的项目和领域。</p> <p>二、境外投资者暂不征收预提所得税须同时满足以下条件：</p> <p>（一）境外投资者以分得利润进行的直接投资，包括境外投资者以分得利润进行的增资、新建、股权收购等权益性投资行为，但不包括新增、转增、收购上市公司股份（符合条件的战略投资除外）。具体是指：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积； 2. 在中国境内投资新建居民企业； 3. 从非关联方收购中国境内居民企业股权； 4. 财政部、税务总局规定的其他方式。 <p>境外投资者采取上述投资行为所投资的企业统称为被投资企业。</p> <p>（二）境外投资者分得的利润属于中国境内居民企业向投资者实际分配已经实现的</p>	<p style="text-align: center;">国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の適用範囲拡大に関する通知 财税〔2018〕102号</p> <p>各省・自治区・直辖市・計画単列市財政庁（局）・発展改革委員会・商務主管部門、國家稅務總局各省・自治区・直辖市・計画単列市稅務局、新疆生產建設兵團財政局・發展改革委員会・商務局：</p> <p>党中央・國務院の政策決定・手配を徹底・実行し、国外投資家の中国における投資をさらに奨励するため、ここに国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の問題について以下の通り通知する：</p> <p>一、国外投資家の中国国内居住者企業から配当された利益による国内直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の適用範囲について、外商投資奨励類プロジェクトからすべての非禁止外商投資のプロジェクトおよび分野まで拡大する。</p> <p>二、国外投資家の源泉所得税に対する暫時非徴収は、以下の条件を同時に満たさなければならない：</p> <p>（一）国外投資家が利益配当により行う直接投資は、国外投資家が利益配当により行う増資・新設・持分買収などの權益性投資行為を含むが、上場会社の株式の新規増加・振替増加・買収は含まない（条件に合致する戦略投資を除く）。具体的には以下を指す：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国国内居住者企業の実收資本あるいは資本積立金の新規増加あるいは振替増加； 2. 中国国内における居住者企業への投資・新設； 3. 非関連者からの中国国内居住者企業の持分買収； 4. 財政部・稅務總局が規定する其他方式。 <p>国外投資家が上述の投資行為により投資する企業を被投資企業と称する。</p> <p>（二）国外投資家が配当を受ける利益は、中国国内居住者企業が投資家へ実際に配当</p>
---	---

<p>留存收益而形成的股息、红利等权益性投资收益。</p> <p>(三) 境外投资者用于直接投资的利润以现金形式支付的, 相关款项从利润分配企业的账户直接转入被投资企业或股权转让方账户, 在直接投资前不得在境内外其他账户周转; 境外投资者用于直接投资的利润以实物、有价证券等非现金形式支付的, 相关资产所有权直接从利润分配企业转入被投资企业或股权转让方, 在直接投资前不得由其他企业、个人代为持有或临时持有。</p> <p>三、境外投资者符合本通知第二条规定条件的, 应按照税收管理要求进行申报并如实向利润分配企业提供其符合政策条件的资料。利润分配企业经适当审核后认为境外投资者符合本通知规定的, 可暂不按照企业所得税法第三十七条规定扣缴预提所得税, 并向其主管税务机关履行备案手续。</p> <p>四、税务部门依法加强后续管理。境外投资者已享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策, 经税务部门后续管理核实不符合规定条件的, 除属于利润分配企业责任外, 视为境外投资者未按照规定申报缴纳企业所得税, 依法追究延迟纳税责任, 税款延迟缴纳期限自相关利润支付之日起计算。</p> <p>五、境外投资者按照本通知规定可以享受暂不征收预提所得税政策但未实际享受的, 可在实际缴纳相关税款之日起三年内申请追补享受该政策, 退还已缴纳的税款。</p> <p>六、境外投资者通过股权转让、回购、清算等方式实际收回享受暂不征收预提所得税政策待遇的直接投资, 在实际收取相应款项后7日内, 按规定程序向税务部门申报补缴递延的税款。</p>	<p>する、すでに実現された内部留保から生じる配当・特別配当などの權益性投資収益に該当する。</p> <p>(三) 国外投資家が直接投資に用いる利益を現金形式により支払う場合、関連代金は利益配当企業の口座から被投資企業あるいは持分譲渡者の口座に直接振り替え、直接投資前に国内外のその他口座へ経由して移してはならない; 国外投資家が直接投資に用いる利益を現物・有価証券などの非現金形式により支払う場合、関連資産の所有権は利益配当企業から被投資企業あるいは持分譲渡者に直接移転し、直接投資前にその他企業・個人が代理保有あるいは一時保有してはならない。</p> <p>三、国外投資家が本通知第二条の規定する条件に合致する場合、税收管理の要求に基づき申告し、併せて事実通り利益配当企業に政策の条件に合致する資料を提供しなければならない。利益配当企業が適当な審査を経て国外投資家が本通知の規定に合致すると判断した場合、企業所得税法第三十七条が規定する源泉所得税を暫時納付せず、併せてその主管税務機関に備案手続を履行することができる。</p> <p>四、税務部門は法に基づき後続管理を強化する。国外投資家がすでに本通知の規定する源泉所得税暫時非徴収政策を享受しており、税務部門の後続管理を経て規定の条件に合致しないことが確認された場合、利益配当企業としての責任以外に、国外投資家が規定に基づき企業所得税を申告納税していないものとみなし、法に基づき納税遅延責任を追及し、税金の遅延納付期限は、関連利益の支払日より計算する。</p> <p>五、国外投資家が本通知の規定に基づき源泉所得税暫時非徴収政策を享受することができるが実際には享受していない場合、関連税金の実際納付日より三年以内に当該政策の追加享受を申請することができ、納付済の税金は払い戻す。</p> <p>六、国外投資家が持分譲渡・買戻・清算などの方式を通じて源泉所得税暫時非徴収政策享受の待遇の直接投資を実際に回収した場合、相応する金額の実際受領日より7日以内に、規定の手順に基づき税務部門に</p>
--	---

<p>七、境外投资者享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策待遇后，被投资企业发生重组符合特殊性重组条件，并实际按照特殊性重组进行税务处理的，可继续享受暂不征收预提所得税政策待遇，不按本通知第六条规定补缴递延的税款。</p> <p>八、本通知所称“境外投资者”，是指适用《企业所得税法》第三条第三款规定的非居民企业；本通知所称“中国境内居民企业”，是指依法在中国境内成立的居民企业。</p> <p>九、本通知自 2018 年 1 月 1 日起执行。《财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知》（财税〔2017〕88 号）同时废止。境外投资者在 2018 年 1 月 1 日（含当日）以后取得的股息、红利等权益性投资收益可适用本通知，已缴税款按本通知第五条规定执行。</p> <p style="text-align: right;">财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部 2018 年 9 月 29 日</p>	<p>繰り延べた税金を申告・追納する。</p> <p>七、国外投資家が本通知の規定する源泉所得税暫時非徴収政策の待遇を享受した後、被投資企業に特殊性再編の条件に合致する再編が発生し、かつ実際に特殊性再編として税務処理を行った場合、源泉所得税暫時非徴収政策の待遇を継続して享受することができ、本通知第六条の規定に基づき繰り延べた税金は追納しない。</p> <p>八、本通知でいう「国外投資家」とは、《企業所得税法》第三条第三款の規定を適用する非居住者企業を指す；本通知でいう「中国国内居住者企業」とは、法に基づき中国国内で設立した居住者企業を指す。</p> <p>九、本通知は 2018 年 1 月 1 日より執行する。《財政部 税務総局 国家發展改革委員会 商務部：国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の問題に関する通知》（財税〔2017〕88 号）は、同時に廃止する。国外投資家が 2018 年 1 月 1 日（当日を含む）以降に取得した配当・特別配当などの権益性投資収益は、本通知を適用することができ、納付済の税金は本通知第五条の規定に基づき執行する。</p> <p style="text-align: right;">財政部 税務総局 国家發展改革委員会 商務部 2018 年 9 月 29 日</p>
--	---